

令和8年度 大阪市人権啓発・相談センターにおける人権啓発・相談事業の取組み

【人権啓発事業】

○地域密着型市民啓発事業

「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、大阪市人権啓発推進員（※）の育成を図る。

※大阪市人権啓発推進員

本市の人権啓発その他の人権施策に関する業務を委託する大阪市人権啓発推進員制度により、681名（令和8年5月末）の市民等に市長から委嘱しており、地域に根ざした啓発活動を各区と協働して展開している。

（事業目的） 人権啓発活動の担い手として活動する人権啓発推進員が、当事業の研修会を通じて習得する知識・スキル等を活用することにより、各区・地域の啓発活動においてより一層活躍し、人権啓発の一翼を担うよう、人材の育成をめざす。

（取組方向） ・効果的な研修内容となるよう、研修手法やテーマを設定するとともに、開催時間帯を工夫し、参加率の向上に繋げる。
・人権啓発推進員のモチベーションの向上等を図るため、人権だより「KOKORO ねっ」とやホームページ、Facebook 等を活用し、人権啓発推進員制度や各区・地域の活動事例等を積極的に紹介し広報を行う。

（事業目標） 各研修受講者へのアンケートでの「役に立った」及び「活用できる」評価：85%以上

	事業名	実施時期	事業内容
	研修名等		
人権啓発推進員の育成事業	新任推進員対象の基礎的な人権知識及び傾聴・会話方法等の習得を目的とした研修（新任研修）	研修 A ① 6 月 16 日夜 ② 7 月 1 日 昼 研修 B ① 6 月 24 日夜 ② 7 月 7 日 昼	・新任推進員対象の基礎的研修 新たに就任した推進員を対象に基礎的な人権問題の知識や傾聴・会話手法等について習得するとともに推進員の任務・役割等について理解を深めることを目的に実施。 [研修 A] 「傾聴力・コミュニケーション力を高めよう」 講師：瓜生 稔 氏 （株式会社ヒューマンラボ 代表取締役） [研修 B] 「人権って何？ 基礎的な人権課題の知識」 講師：北野 真由美 氏 （特定非営利活動法人えんばわめんと堺/ES 代表）
	全推進員対象の情報共有による人権啓発事業等の企画・実行手法習得を目的とした研修（情報共有研修）	9 月～10 月	・推進員間の情報共有等を目的とした研修 全推進員を対象にそれぞれが行っている啓発活動等について、互いの経験・情報を共有する場を設定し、推進員の任務と役割のより一層の浸透及び理解度の向上を図り、区役所との連携・協力による効果的な啓発活動・手法の習得を目的に実施。 講演テーマ：調整中 講師：調整中

	全推進員対象の今日的な人権課題に対する知識等習得を目的とした研修 (全体研修)	10 月～11 月	・推進員の知識習得を目的とした研修 全推進員を対象に地域において人権啓発活動等を実施するために必要とされる、地域が抱える今日的な人権課題に対する知識や取組方法の習得を目的に、テーマの異なる研修を計 4 回実施。 講演テーマ : 調整中 講師 : 調整中
	各地域におけるリーダー的推進員の養成を目的とした研修 (リーダー養成研修)	12 月～1 月	・リーダーの養成を目的とした研修 各地域（小学校区等）で代表する推進員 1 名（市全体で約 100 名）を対象として地域における推進員活動の中心的役割を担えるリーダーの養成を行うため、必要となるファシリテート力、相談への対応力などのスキルアップを行うことを目的に実施。 講演テーマ : 調整中 講師 : 調整中
	人権に関する資料等の提供	随時	推進員活動に必要な情報の提供をするため、人権だより「KOKORO ねっと」等を送付。

「大阪市人権啓発推進員のみなさまへ」（推進員制度の趣旨や担っていただく役割）を委嘱状の交付時に配付。

○市民啓発広報事業

さまざまな媒体を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただけるよう広報を行う。

●啓発用 DVD による人権啓発

（事業目的） 人権問題に関する啓発用 DVD を購入し、広く市民等に貸し出しを行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上を図る。

（取組方向） ・利用者の要望等や時宜を勘案しながら、新たなジャンルを含め選定・購入する。
・利用者の拡大やリピーターの確保に向け、ホームページに加え、人権だより「KOKORO ネット」、Facebook 等を活用し、幅広い広報に努める。

（事業目標） 啓発用 DVD 利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価：85%以上

事業名	実施時期	事業内容
啓発用 DVD の購入 及び貸出	随時	・啓発用 DVD の保有数計：342 作品（令和 8 年 4 月現在） （内訳） 女性 10 作品 高齢者 14 作品 こども 19 作品 障がいのある人 33 作品 外国人 5 作品 同和問題（部落差別） 41 作品 職場・企業における人権 99 作品 LGBT などの性的少数者・ジェンダー 12 作品 さまざまな人権課題 （犯罪被害者、ハンセン病、人権一般） 55 作品 いじめ（子ども向け） 12 作品 インターネットの使い方（子ども向け） 22 作品 その他（子ども向け） 20 作品 [令和 7 年度映像ソフト購入等実績] 15 作品 [令和 7 年度実績] 貸出しソフト本数：518 本 視聴（延べ）人数：15,243 人

●大阪市人権だよりの発行

（事業目的） 人権啓発情報誌によりさまざまな人権問題や啓発事業等に関する情報発信を行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上を図る。

（取組方向） 若者層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほか ICT を活用して読者層のすそ野を広げるよう取り組んでいく。

（事業目標） 読者アンケートにおける「役に立った」評価：85%以上

事業名	実施時期	事業内容
人権啓発情報誌 の発行	7 月 9 月 12 月 3 月	・「大阪市人権だより KOKORO ネット」を年間 4 回発行（7・9・12・3 月）。 ・9 月・12 月・3 月は各 13,000 部作成。7 月のみ小学 6 年生児童向けに「インターネットの使い方」を題材にし、26,400 部作成。 ・若年層が利用する ICT を効果的に活用し発信。 ・本市関係施設、Osaka Metro 地下鉄駅等へ配架。市ホームページにも掲載。 ・音訳版を作成し、希望者に送付。 ・特集テーマ 特別号 （R8.7 月）「インターネットの使い方」 第 62 号（R8.9）「犯罪被害者等支援（仮）」 第 663 号（R8.12 月）、第 664 号（R9.3 月）未定

●人権啓発広報用動画制作事業

（事業目的）若年層に焦点をあてた啓発を実施し、多様な人権問題についての理解を深める。

（取組方向）若年層に視聴してもらうことを想定し、3分もしくは30秒という短時間で「気づき」を促せる人権啓発広報用動画を制作のうえ、区役所等市内施設等で放映を行う。

（事業目標）啓発事業参加者アンケートにおいて「人権問題への理解に役立った」90%以上

事業名	実施時期	事業内容
令和8年度人権啓発広報用動画制作事業	8月下旬～ 令和9年1月中旬	若年層を対象に、「性別や様々な属性による無意識の人権侵害（アンコンシャスバイアス）」について、理解を深める人権啓発広報用動画を制作

○参加・参画型事業

市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する。

●人権に関する作品募集事業

(事業目的) 広く市民（とりわけ人権への関心を高める必要がある若年層）を対象に、人権に関する作品の創作活動を通じて人権意識の醸成を図るとともに、入選作品を啓発・広報事業へ活用することにより、幅広く市民への啓発をめざす。

(取組み方向) ・小中高校生及び一般の方を対象に、キャッチコピーを募集し、優秀作品を人権啓発の広報物等に活用する。
・これまでのポスター等のデザインなどの優秀作品と融合させてポスター化等を行い活用する。

(事業の目標) キャッチコピー応募数 4,100 件（過去 3 年の平均）以上。

事業名	実施時期	事業内容
人権に関する作品募集事業	[作品募集予定] 7月1日～ 9月11日 [作品選考、表彰式、作品活用については、時期未定]	人権に関する作品を募集し、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区等の人権啓発事業に活用  (令和 7 年度作成 ポスター)

●人権の花運動

- (事業目的) 小学校の児童等が協力し合って花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重を育み、より豊かな人権感覚を身につけてもらう。
- (取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。
- (事業の目標) 実施校へのアンケートにおける「児童の人権に対する関心や理解は深まった」
評価：85%以上

事業名	実施時期	事業内容
人権の花運動	10月～翌年3月	・主催 人権啓発活動地域ネットワーク協議会 (大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等) ・対象 市内小学校 25校 ・内容 ・各校に花の球根、プランター、培養土等を配付して児童により花を育成 ・各校を担当する人権擁護委員が球根の植え付けを一緒に実施 ・人権擁護委員が植え付け時や開花時期等に人権講話や映像ソフト等を用いた人権教室を開催 

● Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業

- (事業目的) サッカーゲームの場を活用した啓発活動を実施することにより、青少年などをターゲットとした人権への関心と人権意識の向上をめざす。
- (取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。
- (事業の目標) スタジアム啓発イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価 85%以上。

事業名	実施時期	事業内容
Jリーグセレッソ大阪 と連携・協力した 人権啓発事業	4月～翌年3月	ホームゲームのハーフタイム時等で、電光掲示板に人権啓発スポット広告(選手による「いじめNO!」メッセージ 各30秒)を14回放映。
	10月下旬～ 11月中旬実施予定	公式戦ホームゲームにおける人権啓発活動 ・場所 ヨドコウ桜スタジアム ・内容 子どもによる人権サポーター宣言の実施、啓発横断幕を持つての場内周回や啓発物品の配布など  
		小学生を対象にサッカー教室等を開催し、子どもが楽しく人権を学ぶ機会を提供する。  

○企業啓発推進事業

企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援に取り組む。

(事業目的) 企業市民である企業・事業所等の事業主、従業員等の人権意識の向上と各種研修会で習得した知識等の活用をめざす。

(取組み方向) 効果的な研修内容となるようなテーマや講師選定を行い、参加者の拡大に繋げる。

(事業の目標) 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」及び「活用できる」
評価：85%以上

事業名	実施時期	事業内容
	研修名等	
企業啓発支援事業	人権啓発基礎講座	企業・事業所内で人権啓発を企画・実施する新任人権啓発担当者等を対象に、人権啓発担当者として必要な基礎知識の習得と人権感覚を高めることを目的に実施（全2回）。 第1回 「企業と人権について学ぶ」 大阪企業人権推進協議会 企業人権協サポートセンター長 芝本 正明 氏 第2回 講演テーマ・講師は未定
	人権啓発スキルアップ講座	「人権啓発基礎講座」受講者、人権啓発研修等のスキルアップをめざす社内人権研修講師等の人権啓発担当者を対象に、企業や地域における人権研修の実施手法等、より実践的なスキルを習得することを目的に実施（全2回）。 第1回 職場内人権啓発・研修の進め方を学ぶ（仮題） 第1部「社内人権研修の企画・運営の基礎事項とノウハウを学ぶ」 第2部「研修課題別の学習のポイント」 大阪企業人権推進協議会 企業人権協サポートセンター長 芝本 正明 氏 第2回 講演テーマ・講師は未定
	経営層人権啓発講座	事業主・経営者層等を対象として、人権 CSR の観点から最新の人権課題や人権に関する法制度の動向、ダイバーシティマネジメントの意義・重要性についての理解を深めることを目的として実施。 講演テーマ・講師は未定
	労務・人権啓発講座	管理責任を求められる労務・人権担当の管理職等を対象に、「同和問題（部落差別）に関する人権課題」、「職場での女性活躍促進の課題」、「LGBT 等の性的少数者に関する人権課題」など、社会的に関心が高い人権課題について、対応策・防止策に関する専門的な知識を習得することを目的に市内を5つのブロックに分割し、それぞれで実施（全5回）。

	第 5 回：R9.2 月上旬	講演テーマ・講師は未定
--	----------------	-------------

●人権啓発事業効果検証

(事業目的) 人権啓発・相談センターの実施事業について、外部の学識経験者及び専門家から個別に意見聴取を行うことを通じて、厳密な効果検証を行い、PDCA サイクルの徹底を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を図る。

令和 6 年度事業	
実施日：	令和 8 年 3 月 6 日
助言者：	神戸大学名誉教授 坂元 茂樹 氏 流通科学大学人間社会学部長 岩崎 久志 氏
【主な意見等】	
◇人権啓発事業の効果的な実施について	メディア論やマスコミ等を専門としている大学と連携し、若年層への訴求力について検討してみてはどうか。社会連携ということであれば、そんなに経費も掛からないと思うので、今後検討してはどうか。
◇人権相談について	市民が人権相談に来られた際には、相談に来られたことがわからないような工夫しなければならず、他の相談者と対面するようなことがあってはならない。
◇人権啓発推進員の研修について	LGBT 等の認知度は、世代間格差が広がっており、高齢の方より若者の方が身近な存在として考えられている傾向にある。 人権啓発推進員は高齢の方が多くなっており、時代の移り変わりに気づき、自分のこととして考えられるような研修等を実施して欲しい。
◇人権だよりについて	内容の説明に重点を置くか、関心の低い者にもまず手に取ってもらうことを重点とするのか、表紙については検討が必要。 著名人を起用するなど、見たことのある人物が表紙に載っていると手に取ってもらいやすい。
◇効果的な啓発手法について	人権啓発広報用動画は良くできており、短い啓発動画は閲覧してもらえ可能性が高く、啓発としては効果的。一方で、旧態依然とした事業には人が集まりにくくなっており、講話と映画や動画、著名人などを組み合わせ、今の時代に合った方法で検討してみてはどうか。

【人権相談事業】

1 人権啓発・相談センターでの人権相談について

(1) 相談体制

人権問題に関する専門相談員による相談

課題によっては、弁護士との連携による課題解決に向けた支援を実施

(2) 相談時間

平日 午前 9 時から午後 9 時

日曜日・祝日 午前 9 時から午後 5 時 30 分

(3) 相談方法

電話・面談・ファックス・手紙・メール

※ 希望があれば、区役所等において出張面談での相談を実施

【参考】令和 7 年度実績（電話 93.7%、メール 4.5%、面談 1.5%、その他 0.3%）

2 令和 8 年度における取組みについて

複雑多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、人権啓発・相談センターの相談窓口のさらなる認知度向上と、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて、次のとおり取り組む。

(1) 人権相談窓口の認知度向上に向けた取組み

<現状と課題>

○人権啓発・相談センターの存在を知っていると答えた人の割合（認知度）

令和 12 年度 市民意識調査の目標：30.0%（5 年ごとに実施）

【参考】令和 2 年度 市民意識調査：10.7%

令和 7 年度 市民意識調査：12.0%

○人権侵害にあった場合、当センターに相談すると答えた人の割合（有用性）

令和 12 年度 市民意識調査の目標：30.0%

【参考】令和 2 年度 市民意識調査 24.5%

令和 7 年度 市民意識調査 23.7%

○人権相談窓口を知った経緯の上位項目（認知経路）

【参考値】令和 7 年度市民意識調査

広報紙 59.3%、ポスター等 42.0%、ホームページ 30.9%、

<今後の取組み>

ア 周知用ポスターを区役所等の市関係施設、Osaka Metro 各駅、民営鉄道駅、小中学校等、大阪市包括連携協定企業や大阪市企業人権推進協議会を通じて市内企業にて掲出

イ カード型広報物を、市関係施設や、大阪市企業人権協議会を通じ市内企業に配架依頼。

また、学校を通じて大阪市立小学校 5・6 年生・中学校 3 年生の保護者へ配付

- ウ うちわ、ポケットティッシュ型広報物、クリアファイルを、区役所イベントや主要駅周辺の街頭で配布
- エ 全ての世代において利用率が高い LINE を活用した情報発信
 イのカード型広報物に LINE の友達登録用 QR コードを記載し、加入を促す。
 令和 7 年度 LINE 登録件数の目標：新規 100 件以上 ⇒ 令和 8 年度目標：新規 100 件以上
 （実績値：5 年度新規 92 件、6 年度新規 86 件、7 年度新規 69 件）
- オ 大阪市 LINE セグメント配信に周知記事を掲載。
- カ 人権だより「K O K O R O ねっと」において相談窓口を P R【発行全 4 号】
- キ 各区広報紙に周知記事を掲載【全市版ページ(大阪市民のみなさんへ)】

(2) 満足度向上に向けた取組み

- 相談者の満足度や相談内容の傾向等について把握・分析を行い、満足度向上につなげる。
- 相談者アンケートにおいて「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」と答えた人のうち「適切な対応をしてもらえた」、「問題の整理を図ることができた」と答えた人の割合（満足度）
 令和 7 年度目標：95%以上 ⇒ 令和 8 年度目標：95%以上
 （実績値：5 年度 98.6%、6 年度 99.8%、7 年度 99.8%）

(3) 区役所における人権相談機能の充実に向けた継続的な取組み

- ア 毎月定例で開催する人権相談担当者会においてケーススタディの事例研究内容を充実
- イ 人権相談担当者研修会の開催【8 月・11 月実施予定】
- ウ 新任人権相談担当者向け研修【5 月実施済】

(4) 専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取組み

- ア 大阪市人権相談ネットワーク専門相談機関連絡会の開催
 【令和 7 年度：令和 7 年 12 月 15 日開催】
- イ N P O 団体等との連携の拡充
 【令和 7 年度：16 機関増加 連携機関総数：520 機関】

3 令和 7 年度における相談実績について

(1) 相談件数（3 か年比較）

年 度	実相談件数
令和 7 年度	1,312 件（109.3 件／月）
令和 6 年度	1,425 件（118.8 件／月）
令和 5 年度	1,458 件（121.5 件／月）

(2) 課題別相談内容（2 か年比較）

課 題		令和 7 年度		令和 6 年度	
分類	内容	件数	割合(%)	件数	割合(%)
障がい者	虐待、差別、自立支援 精神疾患、制度処遇等	505	36.6	609	38.9
女 性 ジェンダー	D V、ジェンダー、不当取扱 セクシュアルハラスメント等	17	1.2	33	2.1
近 隣	騒音、ペット、いじめ プライバシー、名誉棄損等	71	5.1	77	4.9
家 族	離婚、自立支援、親子・夫婦 遺産相続等	67	4.8	58	3.7
生 活	貧困、生活保護、自立支援、住居等	333	24.0	415	26.5
労 働	不当労働、パワーハラスメント 労働環境等	49	3.5	37	2.4
高 齢 者	虐待、差別、介護、認知症 自立支援制度処遇等	75	5.4	71	4.5
医 療	誤診問題、制度・処遇、サービス、 健康・医療費等	28	2.0	27	1.7
子 ど も	虐待、いじめ、学校・保育所問題 家庭環境問題等	46	3.3	36	2.3
外 国 人	不当取扱、自立支援、住環境 就労環境等	12	0.9	11	0.7
同和問題 (部落差別)	差別発言・落書、結婚、就職等	8	0.6	9	0.6
L G B T	生活、就労、身体、その他	33	2.4	33	2.1
インターネット	インターネット書き込み	39	2.8	29	1.8
その他	相談内容の不明瞭なもの等	102	7.4	122	7.8
計		1,385	100	1,567	100

【注】課題別件数については、1 名の相談者から複数課題の相談があれば複数の件数としているので実相談件数とは一致しない。

(3) 他機関との連携件数

機 関 名	件数	割合(%)
大阪市関係機関（区役所を除く） （大阪市こころの健康センター、クレオ大阪 等）	144	30.2
区役所（人権生涯学習主管課、保健福祉課 等）	47	9.9
大阪府及び府内市町村	76	15.9
大阪弁護士会（人権相談推薦弁護士 各区法律相談弁護士等）	52	10.9
N P O 団体	16	3.3
その他（ハローワーク、警察、大阪法務局 等）	142	29.8
計	477	100

件数については、人権啓発・相談センターが相談者に各機関を紹介した件数

4 インターネット上の誹謗中傷などに関する相談支援について（令和 5 年 6 月開始）

S N S や匿名掲示板といったインターネット上での誹謗中傷などの人権侵害についての相談に対しては、専門相談員が解決に向けたアドバイスを行うほか、相談内容により法的な観点からの助言が必要と認められる場合には、無料でインターネット上のトラブル等に精通した弁護士の相談を受けていただける。（年度内 1 回、1 時間まで）

○令和 5 年度 1 件（相談者のトラブルを撮影した動画がインターネット上で拡散された）

○令和 6 年度 0 件

○令和 7 年度 0 件